

茨城県動物の愛護及び管理に関する条例の一部改正について

茨城県保健福祉部生活衛生課

1 条例の概要

動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号。以下「法」という。）に基づき、動物の愛護及び管理に関する事項を定めることにより、県民の間に動物を愛護する気風を招来し、動物による人の生命、身体及び財産に対する危害を防止するとともに、生活環境の保全上の支障の防止及び公衆衛生の向上を図り、もって人と動物の共生する社会の実現を図ることを目的とします。

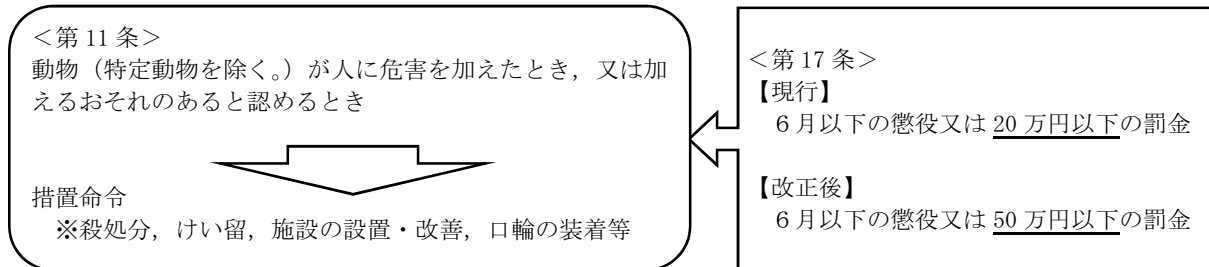
2 改正の概要

動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 79 号）により、法で定める愛護動物の殺傷、虐待、無許可特定動物飼養等に係る罰則が強化され、動物の飼養又は保管に関する飼い主の責任が徹底されましたが、本県において、犬の放し飼い等により人への危害を及ぼす事案が依然として発生しています。

また、県において平成 28 年に茨城県犬猫殺処分ゼロを目指す条例（平成 28 年茨城県条例第 59 号）が制定され、犬猫の殺処分ゼロへの取組が一層推進されています。

以上のような状況に鑑み、飼い主の適正な飼養管理の責任をより徹底させ、不要な殺処分につながる犬猫の引取りを一層削減するため、動物の所有者に対する措置命令違反等の罰則を引き上げることとしました。

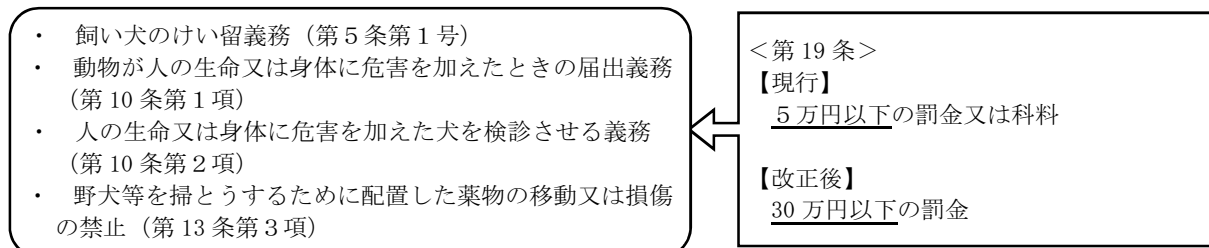
(1) 措置命令違反にかかる罰則の強化



(2) 立入調査拒否等に係る罰則の強化



(3) 犬のけい留義務違反等に係る罰則の強化



※けい留：飼い犬を逃げるおそれがなく、かつ、人に危害を加えることのないように、さく、おりその他の囲いの中で飼養し、又は鎖等でつないでおくこと（特定犬（規則で定めるものを除く。）については、おりの中で飼養すること。）。

3 施行期日

平成 31 年 4 月 1 日